

○扶養手当の運用について

(令和7年3月21日岡人委第365号通知)

(沿革)

令和 8年 3月24日第317号 改正

岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号。以下「給与条例」という。）及び扶養手当に関する規則（令和7年岡山県人事委員会規則第17号。以下「規則」という。）の運用について次のように定め、令和7年4月1日から適用することとしたので通知します。

記

規則第4条関係

精神又は身体に重度の障害がある者で終身労務に服することができない程度の者とは、社会通念上認められる程度をいい、結核、中風等により常時介護を要する程度の者を含むものとし、職員の親族に限らない。

規則第6条関係

- 1 この条の第1項の「新たに給与条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員」には、例えば、次に掲げるような職員が該当する。
 - 一 新たに職員になった者又は新たに給与条例第9条の規定の適用の対象となった者で扶養親族（行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が9級であるもの及び規則第2条に掲げる職員（以下この規則第6条関係において「行政職9級職員等」という。）にあっては、扶養親族たる子（給与条例第9条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下この規則第6条関係において同じ。）に限る。）があるもの
 - 二 行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった者で、扶養親族たる父母等（給与条例第9条第1項に規定する扶養親族たる父母等をいう。以下この規則第6条関係において同じ。）があり、かつ、扶養親族たる子でこの条の第1項の規定による届出に係るものがない者
 - 三 この条の第1項の規定による届出に係る扶養親族がない職員で新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者があるもの（行政職9級職員等にあっては、扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者があるものを除く。）
- 2 人事委員会が定める様式による扶養親族届出書は、別記様式のとおりとする。
- 3 この条の第1項の「扶養の事実等に変更があった場合」には、次に掲げ

るような場合も含まれる。

- 一 扶養親族たる子でこの条の第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等がある行政職9級職員等が行政職9級職員等以外の職員となった場合
 - 二 扶養手当を受けている職員に更に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行政職9級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 三 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）でこの条の第1項の規定による届出に係るものの全部又は一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 4 この条の第2項の「人事委員会が定める場合」は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合とする。
- 一 扶養手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は給与条例第9条の規定の適用の対象から除外される職員となった場合
 - 二 扶養親族たる子又は給与条例第9条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日（満22歳の誕生日の前日をいう。）以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び規則第5条に掲げる職員（以下この項において「行政職8級職員等」という。）が行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級職員等以外のものが行政職9級職員等となった場合
 - 五 扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外のものが行政職8級職員等となった場合
 - 六 職員の扶養親族たる子でこの条の第1項の規定による届出に係るものうち特定期間（満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。以下この号において同じ。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
 - 七 規則第8条関係の規定の適用を受ける職員が引き続き給料表の適用を受けることとなる場合（任命権者を異にして給料表の適用を受けることとなる場合を除く。）

規則第7条関係

職員が、他の者と共同して同一人を扶養する場合は、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その職員の扶養親族として認定することができる。

規則第8条関係

- 1 この条の第1項の「人事委員会が定める場合」は、扶養手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条に規定する県の休日をいう。以下この規則第8条関係において同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に引き続き給料表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、給与条例第9条第1項の職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、給与条例第9条第1項の職員たる要件を欠くに至る場合とし、この条の第1項の「人事委員会が定める日」は、当該職員が給料表の適用を受けることとなった日とする。
- 2 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が規則第6条第1項の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、この条の第1項ただし書（この条の第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の「15日」の期間に含まれないものとする。
- 3 この条の第1項の「届出を受理した日」は、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあつて届出書類の送達に時日を要する場合にあつては、職員が届出書類を実際に発送した日をもって「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

規則第9条関係

- 1 扶養手当は、職員の給与が給与条例第14条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第25条又は勤務時間条例第9条の2第3項（同条例第9条の3第3項及び第9条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定により減額される場合においても減額されないものとし、次に掲げる場合に該当するときは、それらの期間を除き日割計算によって支給される。
 - 一 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第2号の規定により休職にされた場合
 - 二 地方公務員法第29条の規定により停職を命ぜられた場合
 - 三 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する専従許可を受けた場合
 - 四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第

- 2条の規定により育児休業をしている場合
- 五 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岡山県条例第10号）第2条第1項の規定により派遣される場合
- 六 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。）をしている場合
- 七 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年岡山県条例第9号）第2条第1項の規定により派遣される場合
- 八 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている場合
- 九 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている場合
- 2 給与条例第10条第2項の規定は、退職以外の離職の場合は、その日の前日まで扶養手当を支給する趣旨である。